

市場外調整力の控除に関する検討について

2024年7月30日

需給調整市場検討小委員会 事務局
調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会 事務局

- 第92回制度検討作業部会（2024年5月10日）において、「募集量の削減」や「応札量の増加（誘導的）」等の各対応策が取り上げられた。
- このうち、案A-b（市場外調整力の控除）については、第47回本小委員会（2024年5月15日）においても、容量市場における市場外供給力控除の仕組みを参考に、需給調整市場においても余力活用期待分を募集量から控除する仕組みの導入についても言及されたところ。
- 今回、市場外調整力の控除について、容量市場における市場外供給力の適用条件を確認したうえで、需給調整市場における市場外調整力にどのようなものが存在するのか、また、それらが控除可能と整理できるか等の建付けに関して整理したため、ご議論いただきたい。

■ 今後早急に、国とも連携（役割分担）しながら、各種対応策の検討について、対応の方を進めていく。

対応策の基本的考え方③

- 前頁で取り上げた各対応例に伴い想定されうる効果・懸念点は以下の通り（それぞれについて、適切な場で今後詳細な検討が必要となる）。

		対応所要期間	想定されうる効果	懸念点
募集量の削減	A. 調達募集量の見直し	短 取引規程改定等は不要	・ 調達量を何らかの水準を以て削減することで、直接的に調整力の調達未達を防止	・ 対象商品や適切な削減水準について十分に検討する必要がある
	B. 揚水発電の公募調達実施		・ 現行の需給調整市場の取引規程を変えずに、 <u>揚水リソースの公募調達により、一定程度需給調整市場の募集量を削減できるか</u>	・ 公募は直近2024年3月に沖縄エリアを除き終了しており、その整理と逆行する動き ・ 公募要件や実効性等について精査要
応札量の増加(誘導的)	C. (余力活用比で魅力ある) 価格規律の見直し	中～長 技術的な検討に加え、適切な水準の検討、需給調整市場ガイドラインや取引規程改定等が必要	・ 支配的事業者による応札をより促すこととなり、供出量が増加	・ 需給調整市場における調達コスト増加に直結するため、 <u>需給調整市場での調達意義を損なわない範囲での調整が必要</u> ・ 効果の顕在化に時間を要する
	D. 一次・二次①に関する並列必須要件の見直し		・ 揚水発電事業者にとって、 <u>一次・二次①に対する供出がしやすくなり</u> 、当該商品の供出増加に貢献	・ 並列必須要件の存在意義に十分着目し、 <u>対応の可否、実効性についての十分な検証</u> が必要 ・ 効果の顕在化に時間を要する
応札量の増加(規制的)	E. 需給調整市場における制度的な供出義務化	〔 慎重な検討が必要 〕	・ 需給調整市場に対する <u>出し惜しみがなく</u> なり、一定の規律の下市場供出量が増加 ・ <u>高単価応札が自ずと市場から押し出されることとなる</u>	・ リソースにとっては <u>個別事情で供出不可な場合もあり、義務化の線引きをどのようにするか検討が必要</u> ・ <u>義務に見合った確実な費用回収と収益の確保体制に関する検討が必要</u>
価格面の対応	F. 三次②上限価格設定		・ 高単価応札を市場から押し出すことが可能。 <u>調達価格の高騰防止に寄与</u>	・ 設定価格次第では非支配的事業者の <u>新規リソースを中心に退出事業者が存在</u> 。

A. 調達募集量の見直しの具体案
【a】週間・前日断面で算定される必要量に対して一定の割合を乗じることで募集量を圧縮
【b】余力活用契約による調整力確保見込み量を踏まえて募集量を設定
【c】三次②についても、調達量を3σ→1σ相当に減らし、不足分は余力活用契約により確保

(参考) A.調達募集量の見直しのイメージ

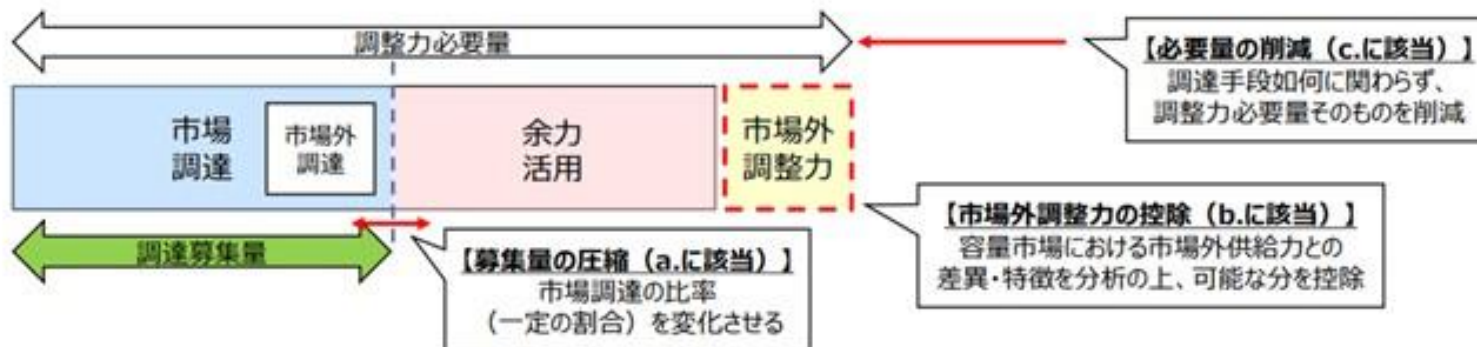
21

- 調達募集量見直しのイメージは下図の通りであり、主に「募集量の圧縮（a.に該当）」、「市場外調整力の控除（b.に該当）」、「調整力必要量の削減（c.に該当）」が挙げられる。

【調整力全体の関係性】



【調達募集量の見直し（各案のイメージ）】



- 第47回本小委員会（2024年5月15日）において、容量市場における市場外供給力控除の仕組みを参考に、需給調整市場においても余力活用期待分を募集量から控除する仕組みの導入ができないか示唆を頂いている。

- 松村委員ご発言内容

（前略）それは募集量を元に戻すことではなく、余力活用で期待できるものがあるとすれば募集量から控除するなり、あるいは上限価格の設定、余力活用で期待できる部分については相当強い上限価格を出すような対応を自然にできるにも拘わらず、今まで一定の提案があったにも拘わらず誰が反対してこんなに遅れたのかを考えていただきたい。容量市場に関しても容量市場に出てこない札であったとしても供給力として一定の期待ができるものを控除して募集している。全く同じことがなぜ調整力でできないか、実際に問題は起こっていないのであれば初めから一定程度期待できる量を控除するあるいは上限の価格は厳しく設定するようなことをしたほうが合理的だから、そのように対応することが本当に今回指摘されたような問題を生むかどうかを十分に考えていただきたい。何度も繰り返すが、今まで未達は起こっているけれど、直ちに安定供給上問題ないと電力以外の人間には全く理解不能な説明が繰り返されてきた。本当に問題ないとうまく理解されてきたが、この期に及んで、これは問題があり不正常的な状態であり、元の状態のほうが良いと言うことはどうかしているのではないかと考える。募集量を削減していくあらゆる対策は、例えば応札を増やすこととバッティングするものではなく、同時にできることである。その一定量の応札が増えることによって色々な機能が正常化するのはもう少し募集量が減っている時のほうが効きやすい。いずれにせよこのような状態を放置してはならず、もっと早いスピードで実施するべきである。何度も繰り返すが、応札をし易くする工夫はやっていただきたいが、三次調整力①、三次調整力②のある需給調整市場が開場された時から言われていることではないのか。そのことについては一定の対策はしてきたし、すぐにできることなら当然していることを考えれば、このようなことを強調すること自体がとてもミスリーディングである。まず募集量を正常化することが第一にあると考える。

1. 容量市場における市場外供給力の控除
2. 需給調整市場における市場外調整力について
3. 市場外調整力の実態把握と今後の進め方
4. まとめ

1. 容量市場における市場外供給力の控除
2. 需給調整市場における市場外調整力について
3. 市場外調整力の実態把握と今後の進め方
4. まとめ

- 第60回電力・ガス基本政策小委員会（2023年3月29日）において、容量市場に参加せずに稼働する電源等もある中、必要な供給力を全て容量市場で調達することになると、必要以上に供給力を確保することになり、結果的に社会コストが徒に増加することになりかねないとされた。
- そのため、容量市場においては、市場外の供給力が一定程度見込まれる状況下においては、容量市場での調達量を必要供給力の全量とするのではなく、一定量を差し引いて（控除して）調達する考え方となっている。

論点① 今後の必要供給力と容量市場

- 2022年3月の東京エリアにおける電力需給ひっ迫を受けて、電力広域的運営推進機関を中心に、供給信頼度評価に織り込む厳気象対応等について見直しを進めてきた。その結果、安定供給に必要な供給力は、これまでに比べ、一定程度増加する見込みである。
※従前、H3需要の約13%としていたが、3～4%程度増加する見込み。
- こうした安定供給に必要な供給力は、2024年度の容量市場の運用開始以降、容量市場を通じて確保していくことが基本となる。
- 他方、容量市場への参加が任意とされ、容量市場に参加せずに稼働する電源等もある中、必要な供給力をすべて容量市場で調達することになると、必要以上に供給力を確保することになり、結果的に社会コストが徒に増加することにもなりかねない。
- このため、容量市場外の供給力が一定程度見込まれる状況下においては、容量市場での調達量は、必要供給力全量ではなく、一定量を差し引くこととし、具体的な控除量については、本小委の下の制度検討作業部会において決定することとしてはどうか。
（※）実需給の4年前に行うメインオークションと、実需給の1年前に行う追加オークションがあることに留意。
- その際、控除量については、安定供給に万全を期す観点から保守的に見積もることとした上で、容量市場外の供給力の動向を踏まえ、柔軟に見直しを行うこととしてはどうか。

- また、容量市場において必要供給力を全量調達しない場合、期待していた容量市場外の供給力が不足し、必要供給力を満たすことができなくなるリスクへの備えとして、必要供給力と容量市場調達量との差分の一部を保険的にカバーできるよう予備電源を一定量確保する仕組みとしている。

論点② 容量市場以外での供給力確保策

- 容量市場において必要供給力を全量調達しない場合、安定供給確保に万全を期するためには、予見しがたい事情の変化等により期待していた容量市場外の供給力が不足し、必要供給力を満たすことができなくなるリスクへの備えが必要になる。
- 具体的なリスクとしては、例えば、容量市場外の電源がトラブル等により休廃止となり、容量市場外の供給力が当初の想定よりも少なくなる状況が考えられる。
- こうしたリスクへの対応については、現在、大規模災害など容量市場が想定していない事象に備える供給力確保策として検討中の予備電源を、容量市場を補完する観点からも活用することとしてはどうか。
- 具体的には、必要供給力と容量市場における調達量との差分の一部を保険的にカバーできるよう、（短期的に立ち上げ可能な）予備電源を一定量確保していくこととしてはどうか。
 - ※別途、大規模災害など、容量市場が想定していない事象への備えとして、一定量を予備電源で確保していくこととなる。
- また、予備電源の確保量については、これまで予備電源制度の詳細設計を検討してきた、本小委の下の制度検討作業部会において決定することとしてはどうか。

- また、具体的な市場外供給力については、供給計画と容量市場で確保された供給力の差分について分析の上で、発生の蓋然性が一定程度あるものの毎年変動する個別要因のうち、その特性から容量市場に参加することが難しいと判断してきた可能性が相対的に高い「火力・水力の容量市場不参加分等」を控除量として扱うこととされた。
- 具体的な控除量としては、保守的に見積もる観点から、過年度に共通して出現した120万kW（目標調達量の1%以下の規模感）を、容量市場調達分からの控除量としている。

容量市場外の供給力と控除量について

- 2023年3月29日に開催された第60回電力ガス・基本政策小委員会において、容量市場外の供給力が一定程度見込まれる状況下においては、容量市場での調達量を必要供給力の全量とするのではなく、一定量を差し引いて調達する考え方が示された。
- 2023年4月26日に開催された第78回制度検討作業部会において、供給計画と容量市場で確保された供給力の差分の分析について議論され、「発生の蓋然性が一定程度あるものの、毎年変動する」個別要因の存在が示唆された。
- この個別要因には、FIT電源期待容量の想定差や火力・水力の容量市場不参加分等、原子力増加分、休廃止増加等が存在する。このうち火力・水力の容量市場不参加分等の一部については、例えば工場の生産プロセスに影響を受ける自家発余剰のように発電量の変動が大きく、その特性から容量市場に参加することが難しいと判断してきた可能性が相対的に高い。そのため、容量市場での調達量から差し引く控除量として扱うこととしてはどうか。
- 火力・水力の容量市場不参加分は2024年度：約200万kW、2025年度：約170万kWと推定され、約120万kWについては2024年度、2025年度共に不参加となっている。容量市場に参加しない電源は各年度で発生する可能性もあるが、控除量を保守的に見積もる観点から、両年度に共通して出現した供給力である120万kWを容量市場調達分からの控除量としてはどうか。

容量市場外の供給力と控除量 各個別要因の控除量への織り込みの検討

- 火力・水力の容量市場不参加分については、容量市場外の供給力と見なし得るものと考えられ、控除量の根拠となり得る。

根拠になり得る：○ 根拠にできない：×		
検討項目	控除量根拠	考え方
FIT電源期待容量の想定差	×	供給計画は各送配電が提出する。各送配電は供給計画を提出するにあたって過去の増加分の傾向を織り込んで予測する等を行う。補正される可能性が比較的高いため、蓋然性のあるものとして見込むことは困難。また、追加オークションで織り込むものである。
火力・水力の容量市場不参加分等	○	火力・水力の容量市場不参加分の一部については、例えば工場の生産プロセスに影響を受ける自家発余剰のように発電量の変動が大きいものである可能性があり、その特性から容量市場に参加することが難しいと判断してきた可能性が相対的に高い。
原子力増加分	×	今後再稼働が進むと考えられるが、そのタイミングを数年前に見通すことはできず、保守的に見積もる観点から蓋然性のあるものとして見込むことは困難。
休廃止増加等	×	蓋然性のあるものとして見込むことは困難。市場退出として反映されることから追加オークションの需要曲線に織り込むもの。

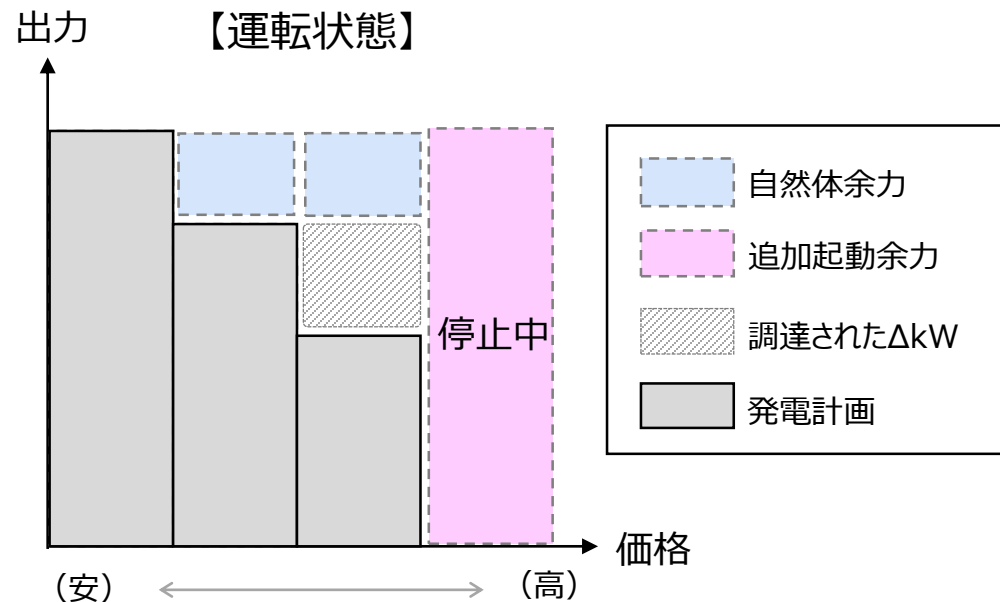
- 前述の整理を踏まえると、容量市場における市場外供給力は、以下の条件により適用（控除）可能と整理されていることが分かる。
 - 条件Ⅰ：市場外供給力が存在することが供給計画で判明していること（検出手段があること）
 - 条件Ⅱ：市場外供給力が万一、容量市場に参加してきて二重カウントにならないこと（容量市場に参加することが難しいと判断してきた可能性が相対的に高い「容量市場不参加電源」を見込んでいる）
 - 条件Ⅲ：市場調達より安価な（社会コストが増加しない）可能性が高いこと（kW価値として0円確保が可能）
 - 条件Ⅳ：安定供給確保に万全を期すため、保守的に見積もった規模感であること（また、市場外供給力の不足リスクへの備えとして、一部をカバーできるよう予備電源を一定量確保する仕組みとしている）
- これらを踏まえて、需給調整市場における市場外調整力にどのようなものが存在するのか、またそれらが控除可能と整理できるかについて次章以降で深掘り検討を行った。

1. 容量市場における市場外供給力の控除
2. 需給調整市場における市場外調整力について
3. 市場外調整力の実態把握と今後の進め方
4. まとめ

- 調整機能を有する（提供できる）電源には大きく2種類あり、余力活用に関する契約を締結している電源のうち、需給調整市場に関する契約を締結している電源（以下「需給調整市場参入電源」という。）と、需給調整市場に関する契約を締結していない電源（以下「需給調整市場非参入電源」という。）に分かれる※こととなる。
- また、 ΔkW （市場取引）以外の余力についても、調整力提供者（BG）が起動を確定させた（発電計画に織り込んだ）電源における「自然体余力」と、発電計画上は停止中となっており、余力活用の追加起動により確保する「追加起動余力」に分かれることとなる。
- これらの組合せを踏まえると、市場外調整力の候補としては、下表のとおり、4つの領域が存在することとなる。

※ 正確には、余力活用に関する契約を締結せずに、需給調整市場のみに参入する電源も存在するが、今回の検討（市場外調整力）対象外のため割愛している。

	需給調整市場 参入電源	需給調整市場 非参入電源
自然体 余力	領域①	領域②
追加起動 余力	領域③	領域④

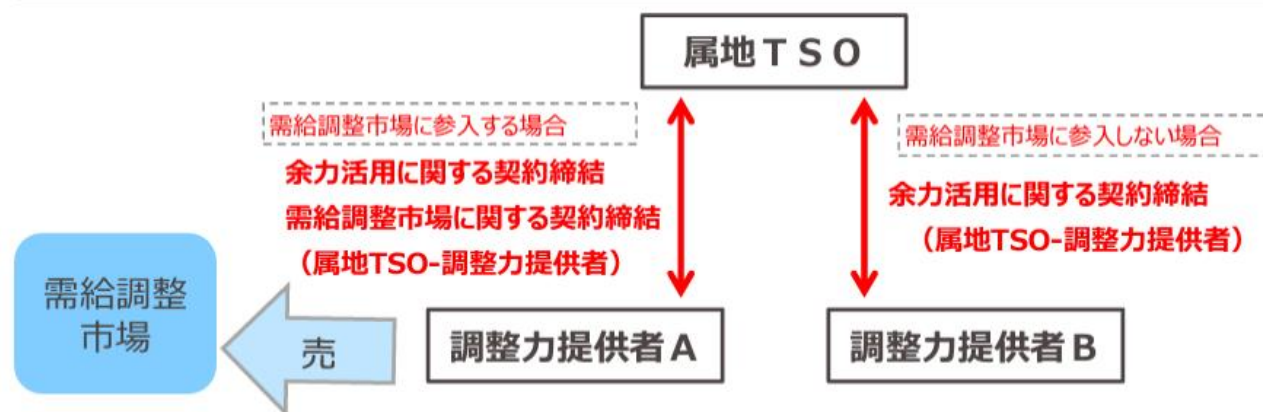


- 調整力提供者が余力を調整力として提供する場合、余力活用に関する契約 (kWh) を締結の上で、需給調整市場に参入を希望する場合は需給調整市場に関する契約 ($\Delta kW \cdot kWh$) も合わせて締結することとなる。
(需給調整市場に参入を希望しない場合は、余力活用に関する契約 (kWh) のみでよい)

余力活用に関する契約の契約体系

7

- G C後の余力を調整力として提供する場合、調整力提供者は、属地TSOとの間で「余力活用に関する契約」を締結していただきます。
- G C後の余力を調整力として提供するだけでなく、需給調整市場で調整力の取引を希望される調整力提供者におかれましては、需給調整市場の資格要件等を満たした上で、属地TSOとの間で、別途、需給調整市場に関する契約をご締結下さい。(この場合、余力活用に関する契約と需給調整市場に関する契約に係る料金を合わせて属地TSOと精算を行います。)
- なお、安定電源で調整機能を有する電源等が容量市場で落札された場合、余力活用に関する契約を締結することがリクワイアメントになります。
- このため、属地TSOおよび調整力提供者との間で締結が必要な契約は以下のとおりとなります。
 - ・ 余力活用に関する契約 (kWh)
 - ・ 需給調整市場に関する契約 ($\Delta kW \cdot kWh$) (←需給調整市場に参入をご希望の場合)



- 案A-b(市場外調整力の控除)については、自然体(平常時)余力のみか追加起動余力を含めるかの論点や、控除可能量の算定条件について事前整理が必要とされていた。

前日調達募集量の見直しについて①

- 応急策としての募集量の見直しの考え方として、前回の本作業部会では以下の対応例を提示。
 - 【案a】週間・前日断面で算定される募集量に対して一定の割合(※)を乗じることで募集量を圧縮する方法(※)これまでの調達率の実績を踏まえた割合など。
 - 【案b】余力活用契約による調整力確保見込み量を踏まえて募集量を削減する方法
 - 【案c】募集量を $3\sigma \rightarrow 1\sigma$ 相当に減らす方法
- 前日商品の募集量を見直すに際し、各々の案について、即応性や運用ハードル等の観点から検討したところ、**【案a】が合理的ではないか。**

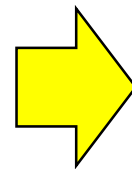
	業務の即応性	運用上の難しさ・効果量	応札事業者の予見性	制度の柔軟性
案a	・早急に対応可能 (システム上の入力のみ)	・調達率算定は実績から容易 ・募集量に求めた調達率を乗 じるのみで実施可能	・EPRXの実績が公表されているた め、応札事業者の予見性を確保	・実際の取引状況を踏まえながら柔 軟に削減率の数字を変更することで 柔軟に対応可能
案b	・余力活用分の控除可能 量を事前に算出する必要あり ・算定条件の統一を各社で 行うなど事前整理が必要	・ピーク時に削減できない場 合効果は限定的 ・平常時余力のみか追加起動 も含めるか検討が必要	・余力活用可能量の状況は公表 されておらず、また日々変動す るため、応札事業者による予見 は困難	・パラメータの一律変更のみで 算出方法の見直しが行えるよう な仕様設計は困難
案c	・早急に対応可能 (システム上の入力のみ)	・日々の計算式の修正により、現 状と変わらない運用が可能	・募集量が 3σ の際と予見性は不変	・画一的な削減であり、足元の約定 状況を反映した募集量設定が不可

- 市場外調整力について、前述の容量市場における市場外供給力の適用条件に照らし合わせると以下のとおり。
 - 条件Ⅰ：市場外供給力が存在することが供給計画で判明していること（検出手段があること）
 - ⇒ 毎年度の調整力の確保に関する計画の取りまとめにおいて担保（検出）可能か
 - 条件Ⅱ：市場外供給力が万一、容量市場に参加してきて二重カウントにならないこと
 - ⇒ 市場外調整力と見込んだものを二重カウントしないよう、まずは「需給調整市場非参入電源」が対象か※1
 - 条件Ⅲ：市場調達より安価な（社会コストが増加しない）可能性が高いこと（kW価値として0円確保が可能）
 - ⇒ 追加起動（+最低出力持替）は市場調達より高額な可能性※2もあり、「自然体余力」が対象か
- 上記条件を踏まえると、需給調整市場における市場外調整力（募集量から控除可能な調整力）として、まずは「領域②」が該当すると考えられる。なお、条件Ⅳ（安定供給に万全を期す規模感）については、領域②についてどの程度あるかで評価するものであり、本章では考慮していない。

	需給調整市場 参入電源	需給調整市場 非参入電源
自然体 余力	領域①	領域②
追加起動 余力	領域③	領域④

※1 「需給調整市場参入電源」で見込めるものもあると考えるが、こちらは他の対応策（募集量削減や誘導的措置等）の進展により、確度が変わり得るため、今後の状況に応じて、対象に加えるか別途検討する。

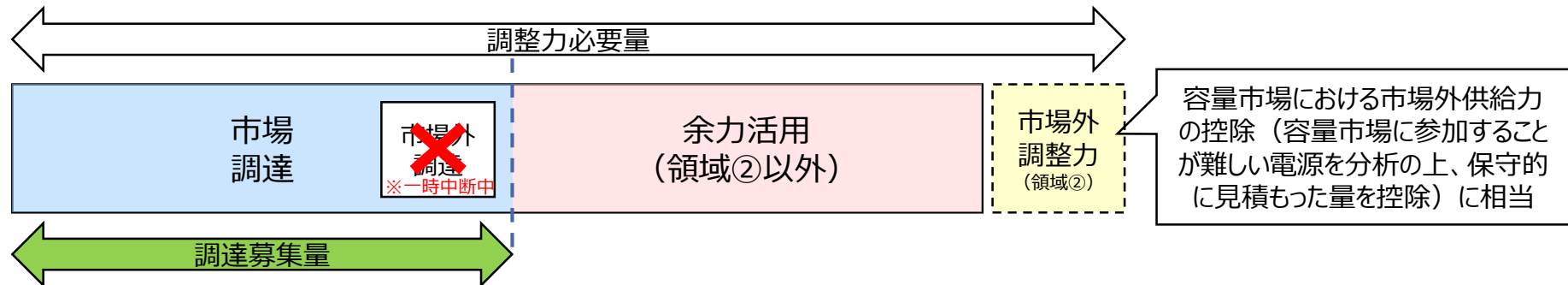
※2 特に、需給調整市場非参入電源は、ΔkW価値（価格）として他の電源に比べ相対的に劣後すると判断してきた可能性が高い。



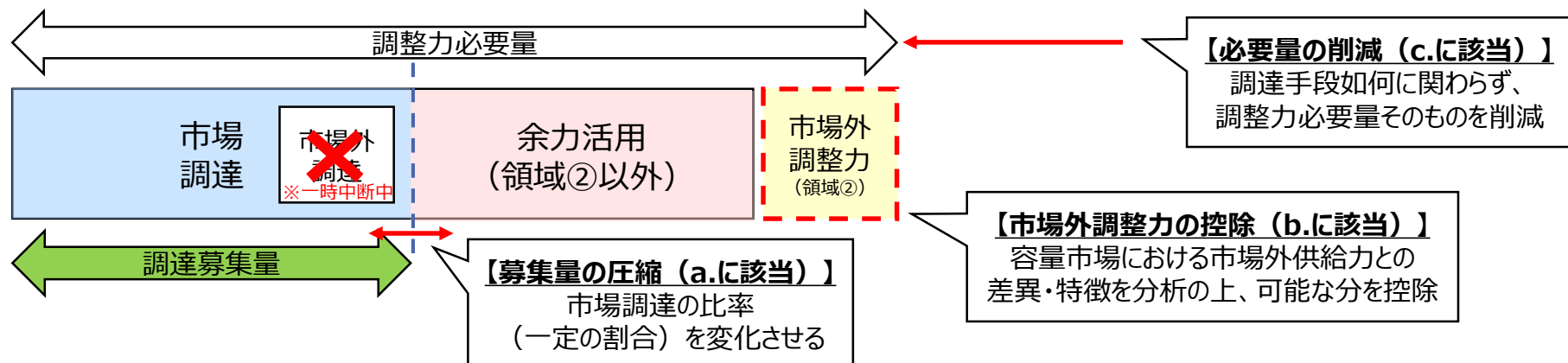
まずは、領域②を市場外調整力
（募集量から控除可能な調整力）
と定義

- 前述の整理を踏まえると、市場外調整力（領域②）とは、需給調整市場に参加してくる可能性（契約）がなく、かつ、TSOが何もせずとも存在する調整力（ ΔkW ）という建付けになることから、調整力必要量から控除した上で、残りを市場調達（あるいは余力活用で確保）する形で、それぞれの両立が可能な対策となる。（例えば、市場外調整力が10%存在した場合、市場で45%調達、余力活用で45%確保というイメージ）

【調整力全体の関係性】



【調達募集量の見直し（各案のイメージ）】



1. 容量市場における市場外供給力の控除
2. 需給調整市場における市場外調整力について
3. 市場外調整力の実態把握と今後の進め方
4. まとめ

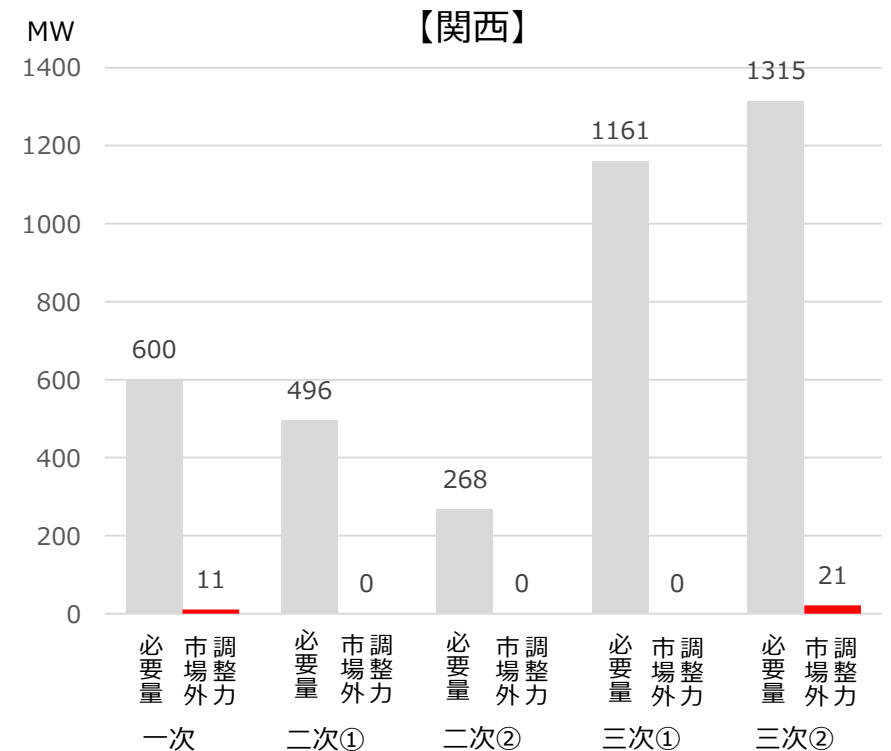
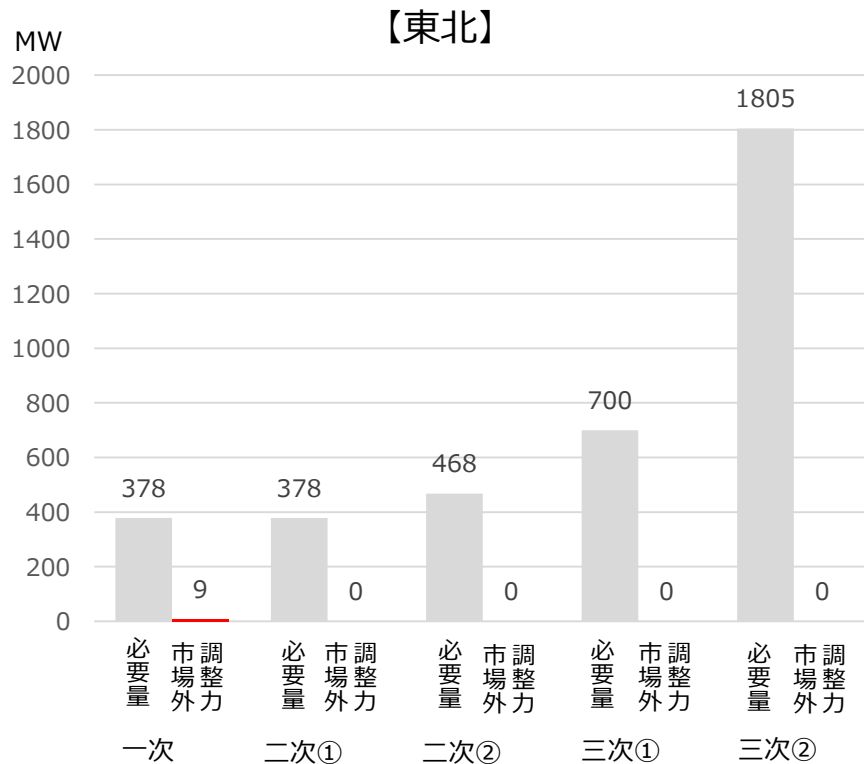
- 前章までの整理を踏まえて、まずは市場外調整力の候補となり得る設備量（需給調整市場非参入電源※）がどの程度あるのか、調整力確保計画をもとに算定（実態把握）を行った。
- 算定の結果、東北、東京、中部、関西エリアにおいて、該当電源があったものの、その他エリアにおいては、該当電源なし（0）という結果であった。

※ ここでは設備量としてどの程度存在するかを把握するため、領域②と領域④を合わせた算定となっていることに留意。

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
市場外調整力（設備量）		無	有	有	有	無	有	無	無	無
リソース種類	火力	0	1	9	1	0	4	0	0	0
	水力	0	0	1	3	0	0	0	0	0
	揚水	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	蓄電池	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	VPP・DR	0	0	0	0	0	0	0	0	0

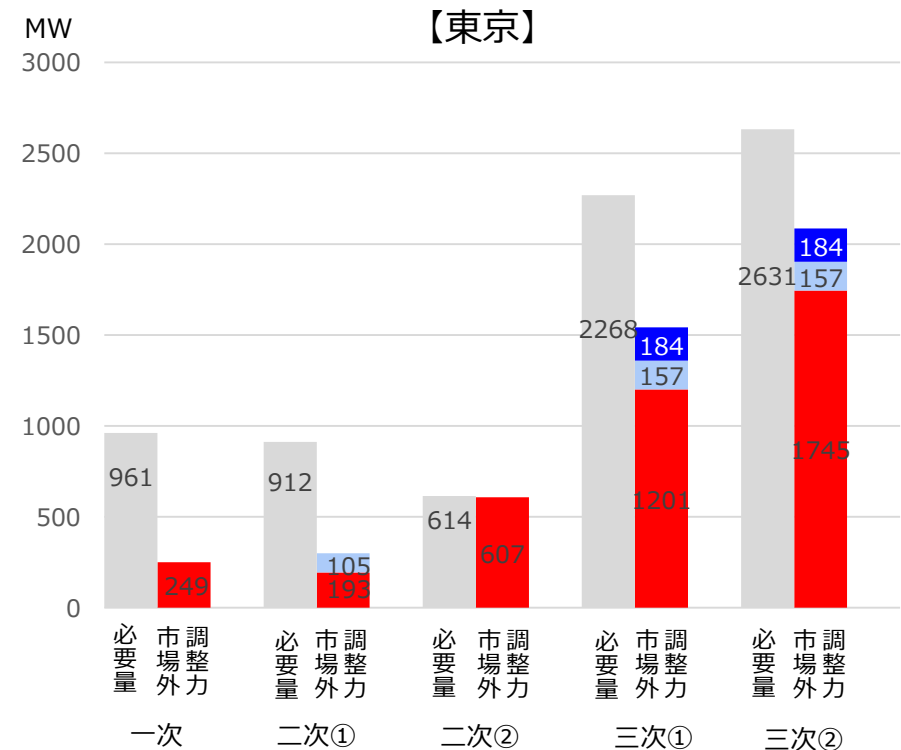
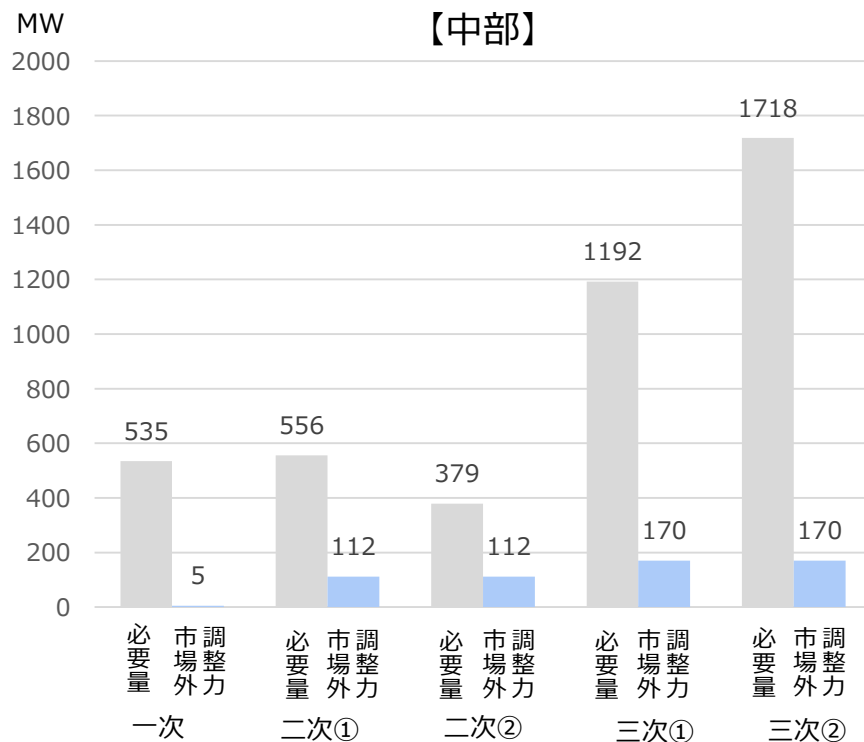
※ 調整力確保計画の項目単位ごと（ユニットごとや発電所ごと）に該当電源の数をカウント

- 続いて、前頁で調査した市場外調整力（設備量）について、各エリアおよびリソース別に整理した。
- 東北、関西エリアにおいては、市場外調整力（設備量）として石炭・LNG・重油等の火力リソースが存在したものの微少であった。（一次あるいは三次②必要量の1.6%～2.4%程度）



※市場外調整力は調整力確保計画の各月の調整力確保想定量（作業を反映済の調整力供出可能量全量）の平均値。
 一次～三次①の必要量は各月の4ブロックの平均値を使用。三次②必要量は、各月の4ブロック最大必要量の平均値を使用

- 中部エリアにおいては、市場外調整力（設備量）として自流水力のリソースが確認された。
- 東京エリアにおいては、市場外調整力（設備量）としては石炭・LNG等の火力リソースが多く確認された一方で、設備上（機器の切替を要するため）上げ調整力の供出が難しいケースなども確認された。



※市場外調整力は調整力確保計画の各月の調整力確保想定量（作業を反映済の調整力供出可能量全量）の平均値。
一次～三次①の必要量は各月の4ブロックの平均値を使用。三次②必要量は、各月の4ブロック最大必要量の平均値を使用

- 前頁までの整理を踏まえて容量市場の市場外供給力と需給調整市場の市場外調整力の特徴の比較を行った。
- 市場外供給力においては、供給計画と容量市場で確保された供給力の差分について分析の上、必要供給力と容量市場調達量の差分の一部を保険的にカバーできるよう予備電源を一定量確保する仕組みとしている。
- 市場外調整力としては、余力活用契約を締結している需給調整市場非参入電源のうち「自然体余力」が該当すると考えられる一方、候補となり得る調整力設備量について実態把握した結果、エリアごとに大きな差があった（大宗のエリアは該当電源がゼロあるいは微少）状況であった。
- 上記を踏まえ、実施に向けては下記のような課題が考えられるため、引き続き検討を進めていく。
 - 候補となり得る調整力設備で、各個別要因上織り込み可能なものは何か（そもそも織り込み不可分はないか）
 - 自然体余力（領域②）は、需給状況や電源作業、BGの経済行動等によって、運転状態（起動or停止）や出力が異なる（事前に定量的に把握することは困難である）ため、どのような考え方で控除量を決めるか
 - 控除量が実需給（自然体余力）で存在しない場合、調整力という特性上、安定供給に支障をきたす可能性があるため、当該リスクに対しどのように対応を行うか

	確保対象	市場外として見込む対象	期待していた量が減るリスクへの対応
容量市場 (市場外供給力)	kW	発生の蓋然性が一定程度あるものの、その特性から容量市場に参加することが難しいと判断してきた可能性が高い電源（供給計画から判断）	(短期的に立ち上げ可能な) 予備電源を一定量確保している
需給調整市場 (市場外調整力)	ΔkW	余力活用契約を締結している、需給調整市場非参入電源のうち自然体余力 課題① 個別要因上、織り込み可能設備の特定 課題② どのような考え方で控除量を決めるか	課題③ 控除量が実需給で存在しない場合、どのように対応を行うか

1. 容量市場における市場外供給力の控除
2. 需給調整市場における市場外調整力について
3. 市場外調整力の実態把握と今後の進め方
4. まとめ

- 容量市場の市場外供給力控除を参考に、需給調整市場の市場外調整力控除が実施できるか検討を行った。
- まず、容量市場における適用条件に照らし合わせると以下のようになり、まずは、余力活用契約を締結している、需給調整市場非参入電源のうち「自然体余力」が該当すると考えられる。
 - 条件Ⅰ：市場外供給力が存在することが供給計画で判明していること（検出手段があること）
 - ⇒ 毎年度の調整力の確保に関する計画の取りまとめにおいて担保（検出）可能か
 - 条件Ⅱ：市場外供給力が万一、容量市場に参加してきて二重カウントにならないこと
 - ⇒ 市場外調整力と見込んだものを二重カウントしないよう、まずは「需給調整市場非参入電源」が対象か
 - 条件Ⅲ：市場調達より安価な（社会コストが増加しない）可能性が高いこと（kW価値として0円確保が可能）
 - ⇒ 追加起動（+最低出力持替）は市場調達より高額な可能性もあり、「自然体余力」が対象か
- 他方で、実施に向けては下記のような課題が考えられる。
 - 候補となり得る調整力設備量は、エリアごとに大きな差があった（大宗のエリアは該当電源がゼロあるいは微少）状況であり、またこれらのうち、各個別要因上織り込み可能なものは何か（そもそも織り込み不可分はないか）
 - 自然体余力（領域②）は、需給状況や電源作業、BGの経済行動等によって、運転状態（起動or停止）や出力が異なる（事前に定量的に把握することは困難である）ため、どのような考え方で控除量を決めるか
 - 控除量が実需給（自然体余力）で存在しない場合、調整力という特性上、安定供給に支障をきたす可能性があるため、当該リスクに対しどのように対応を行うか
- 上記を踏まえて、需給調整市場の市場外調整力控除に向けて、引き続き検討を進めていくこととしたい。